○財務省令第四十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）の一部の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項中「租税特別措置法」を「調整割合（当該事由がその効力を生ずる日から経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下第六項までにおいて同じ。）の末日までの間に存する第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）の数を当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した数と同法」に、「常時使用従業員をいう。以下この条」を「常時使用従業員をいう。以下この条及び次条」に、「を加算した」を「とを合計した」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「第三項第三号」に改め、同条第十五項中「第二項、第四項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「次に掲げる書類」の下に「（基準日が経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）」を加え、同項第二号中「令第二十九条の三第二十一項の基準日」を「基準日」に、「同条第十九項に規定する雇用判定基準日」を「雇用判定基準日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

第十四条の三第十四項を同条第十六項とし、同項の前に次の一項を加える。

15　令第二十九条の三第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営相続承継受贈者に係る認定相続承継会社の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　令第二十九条の三第十九項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　令第二十九条の三第二十一項の基準日（法第三十八条の三第五項第三号に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の直前の経営相続報告基準日（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額

ロ　相続特定事業年度における売上金額

ハ　経営相続承継期間（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の末日においてロの相続特定事業年度における売上金額に対する当該経営相続承継期間内に終了するイの各事業年度の売上金額の割合を合計し、当該各事業年度の数で除して計算した割合

ニ　基準日の直前の経営相続報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する令第二十九条の三第十九項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項及び次項において「雇用判定基準日」という。）における常時使用従業員の数

ホ　特例対象贈与の時における常時使用従業員の数

ヘ　経営相続承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日においてホの特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日までに到来するニの各雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合を合計し、当該雇用判定基準日までに到来する各雇用判定基準日の数で除して計算した割合

ト　その他参考となるべき事項

二　令第二十九条の三第十九項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　基準日の直前の経営相続報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額

ロ　相続特定事業年度における売上金額

ハ　ロの相続特定事業年度の売上金額に対するイの各事業年度の売上金額の割合

ニ　イの期間内にイの売上金額がロの売上金額以上となった場合には、その旨

ホ　基準日の直前の経営相続報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における常時使用従業員の数

ヘ　特例対象贈与の時における常時使用従業員の数

ト　ヘの特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対するホの雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合

チ　その他参考となるべき事項

第十四条の三第十三項を削り、同条第十二項第二号イ中⑵から⑷までを削り、⑸を⑵とし、同号ロ中⑵から⑸までを削り、⑹を⑵とし、同号ハ中⑵から⑷までを削り、⑸を⑵とし、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十九条の三第十九項に規定する財務省令」を「第二十九条の三第十九項第一号に規定する財務省令」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同項第一号イ中「第二十九条の三第十九項」を「第二十九条の三第十九項第一号」に、「第十三項第二号」を「第十五項」に、「売上金額に」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度（令第二十九条の三第十九項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を相続特定事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「相続特定売上金額」という。）と」に、「存続する会社」を「存続する会社の売上金額」に、「売上金額を加算した」を「売上金額にそれぞれこれらの会社に係る調整割合（売上判定事業年度の月数を当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した」に改め、同号ロ中「（令第二十九条の三第十九項に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号イ中「相続特定事業年度における認定相続承継会社の売上金額に」を「相続特定売上金額と」に、「売上金額を加算した」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該消滅する会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した」に改め、同項第三号イ中「相続特定事業年度における当該認定相続承継会社の売上金額に」を「相続特定売上金額と」に、「売上金額を加算した」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を当該株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該交換等承継会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「次に掲げる書類」の下に「（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）」を加え、同項第二号中「令第二十九条の三第十四項の基準日」を「基準日」に、「同条第十二項に規定する雇用判定基準日」を「雇用判定基準日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

第十四条の三第十項を同条第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11　令第二十九条の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営承継相続人等に係る認定承継会社の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　令第二十九条の三第十二項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　令第二十九条の三第十四項の基準日（法第三十八条の三第三項第三号に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の直前の経営報告基準日（租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額